

外貨当座預金規定書

(2019年9月2日改定)

静岡銀行

お客様へ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

外貨当座預金は、この規定書の各条文によりお取扱いしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、外貨預金は預金保険の対象外です。

外貨当座預金規定

1. (取扱店、取扱通貨)

この預金は、当店にかぎり預入れまたは払戻しができます。また、この預金口座に預入れができる通貨は預金口座開設時に指定した1通貨とします。

2. (取扱日)

この取引は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには取引ができないことがあります。

3. (預金の払戻し、預入れ)

- (1)この預金を払戻すときは、小切手によることなく当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して当店に提出してください。
- (2)当行は、前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3)当行がこの預金の残高を当該預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は、外国為替市場の混乱、その他やむを得ない事情があるときはその全てまたは一部について、本邦通貨をもって支払うことができるものとします。
- (4)外貨現金による払出しありは預入れはできません。

4. (利息)

外貨当座預金には利息をつけません。

5. (外国為替相場、手数料)

- (1)この預金の預入れまたは払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の外国為替相場により換算します。この場合、当行所定の手数料をいただくことがあります。なお、為替予約を締結しているときは、当該予約相場により換算します。
- (2)外国通貨、旅行小切手、送金等の代わり金を対価に、この預金口座の預入れ、払戻しを行う場合には、それぞれの取引内容に応じた当行所定の手数料をいただきます。

6. (届出事項の変更)

- (1)お届けの印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)お届けの印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

- (3)すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (差引計算等)

- (1)当行が弁済期限の到来した債権を有しているときは、当行は外貨預金の期日のいかんにかかわらず当行所定の方法によりこの預金を相殺または弁済に充当することができます。
- (2)前項の他に、相当の事由が生じたときは、当行は外貨預金の期日のいかんにかかわらず当行所定の方法によりこの預金を解約できるものとします。
- (3)前2項の場合、払戻請求書は不要とし、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのためには生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡・質入れの禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (当座貸越)

この預金について貸越はできません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれも該当しない場合に利用することができます、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13.(取引等の制限)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4)第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、当行制定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して当店に申出てください。

- (2)次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める各種確認や提出された資料が偽りであると認められる場合。
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ⑥第13条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前2項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5)この預金が最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6)第2項、第3項および第5項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達するべきに到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が

保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (為替予約約定書)

この預金について為替予約を締結する場合、別途、外国為替予約取引約定書を提出ください。為替予約は同約定書の各条項に従い取扱います。

18. (準拠法・裁判管轄)

この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金、外国為替先物予約ならびにこの規定に関して紛争が生じたときは当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上